

家庭裁判所で年金分割のための手続をとられた方へ

～年金分割の請求手続について～

家庭裁判所の審判、調停又は人事訴訟の手続により年金分割の割合（請求すべき按分割割合）が定められた場合に、実際に年金分割制度を利用するためには、当事者のいずれか一方から、年金事務所（又は共済組合等。下記1参照）において、年金分割の請求手続を行う必要があります。（家庭裁判所の調停、審判又は判決等に基づき自動的に分割されるわけではありませんのでご注意ください。）

特に、年金分割の請求には期限が厳格に定められていますので（請求期限。下記2参照）、この期限を過ぎることがないように注意し、速やかに必要書類（下記3参照）を取りそろえた上、必ず請求期限内に年金分割の請求手続を行ってください。

記

1 年金分割の請求先

日本年金機構（年金事務所）

以下の期間がある方は、右欄の共済組合等でも請求手続ができます。

	請 求 先
国家公務員の期間	現在勤務している各省庁の共済組合 退職されている場合は、国家公務員共済組合連合会
地方公務員の期間	現在所属している共済組合 又は 過去に所属していた共済組合
私立学校教職員の期間	日本私立学校振興・共済事業団

※ 年金事務所等が発行した「年金分割のための情報通知書」の裏面「この通知に関するお問い合わせ先」欄に記載された機関が請求窓口となりますので、お手元に控えをお持ちの場合にはご確認ください。

2 請求期限（この期限を経過すると年金分割の請求ができなくなります。）

請求期限は、原則として、離婚成立日等の翌日から起算して5年（ただし、令和8年4月1日より前に、離婚等をした場合は2年）です。

なお、当事者の一方が死亡したときには、死亡した日から1か月以内に請求をしなければならないとされています。

〈請求期限の特則〉

離婚成立日等の翌日から起算して5年（ただし、令和8年4月1日より前に、離婚等をした場合は2年）を経過する前に家庭裁判所に審判又は調停の申立てをした場合において、離婚成立日等の翌日から起算して4年6か月（ただし、令和8年4月1日より前に、離婚等をした場合は1年6か月）が経過した日以後（5年（ただし、令和8年4月1日より前に、離婚等をした場合は2年）が経過している場合も該当します。）に年金分割についての請求すべき按分割合を定めた審判が確定し又は調停が成立した場合には、審判確定日又は調停成立日の翌日から起算して6か月以内に限り、年金分割の請求をすることができます。

- ※ この場合、下記3記載の書類のほかに、審判又は調停の申立てをした日を証する書類（申立日証明書）を年金事務所等に提出する必要があります（この証明書の請求方法は、担当書記官にお尋ねください。）。
- ※ 離婚の調停又は人事訴訟とあわせて年金分割の申立てをした場合も、請求期限について同様の特則が設けられています。
- ※ この特則に当たる場合であっても、当事者の一方が死亡したときには、死亡した日から1か月以内に請求をしなければならないとされています。

3 必要書類

○ 審判（判決）が確定した場合

- ① 審判（判決）書の謄本又は抄本 1通
- ② 審判（判決）の確定証明書 1通

→当事者双方に審判（判決）書が送達されてから2週間以内に不服申立てがなかった場合、審判（判決）は確定します。

まだ確定証明書の交付請求をしていない方は、請求方法を担当書記官にお尋ねください。

- ③ その他年金分割の請求のために必要とされる書類

→上記1の各請求先（年金事務所等）にお問い合わせください。

○ 調停（和解）が成立した場合

- ① 調停（和解）調書の謄本又は抄本 1通
- ② その他年金分割の請求のために必要とされる書類

→上記1の各請求先（年金事務所等）にお問い合わせください。

そのほか、年金分割の請求手続の詳細についてお知りになりたいときは、上記1記載の各請求先（年金事務所等）までお問い合わせください。

また、この説明書の内容についてご不明な点などありましたら、担当書記官までお問い合わせください。